

## 一時恩給の請求に関する申立書

### 1 刑に処せられたこと等に関する申立て

請求書に記入した退職年月日後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。

### 2 普通恩給等に関する申立て（次の該当する番号に○印をつけてください。）

- (1) 昭和46年10月1日  
(2) 昭和49年9月1日  
(3) 昭和50年8月1日
- ）において、普通恩給又は退職年金に関する恩給法

以外の法令の規定により旧軍人又は旧軍属としての実在職年を算入した期間に基づき退職年金を受ける権利を有していない。

- (注) 昭和46年10月1日 ..... 下士官以上としての在職年が1年以上の場合  
昭和49年9月1日 ..... 下士官以上としての在職年が6月以上1年未満の場合  
昭和50年8月1日 ..... 下士官以上としての在職年が6月未満又は兵の場合

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)